

マイナンバー制度への対応をチェックしてみましょう

事業者のみなさまへ

制度対応 簡易チェックリスト

※個人番号＝マイナンバー

<input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバー制度導入に向けて必要なこと
<input type="checkbox"/>	①マイナンバー制度に関係する業務は洗い出していますか？ 個人番号を記載する必要がある書類を特定し、どの部署の誰が関わるのかを確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	②個人番号を集める対象者は把握できていますか？ 役員・従業員〔アルバイト含む〕のほか、報酬支払先、株主などの個人番号の受け取りと本人確認が必須です。
<input type="checkbox"/>	③個人番号を取り扱う担当者は決まっていますか？ 取扱責任者、取扱担当者を明確にし、担当者以外の従業員は個人番号が入ったデータや書類を見ることができないようにする必要があります。
<input type="checkbox"/>	④個人番号を集める際の本人確認方法は決めましたか？ 番号法第15条により、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認が義務付けられています。
<input type="checkbox"/>	⑤特定個人情報の保管方法を決めていますか？ 特定個人情報等を取り扱うパソコン、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネットや書庫等に保管してください。
<input type="checkbox"/>	⑥社内規定の整備・見直しはできていますか？ 社内や委託先から特定個人情報が漏えいしないよう、安全管理措置が確保された規定を定め、従業員の方にも研修と注意喚起を行います。
<input type="checkbox"/>	⑦委託契約書の見直しは終わっていますか？ 秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止など、委託契約書の内容を見直す必要があります。



民間事業者もマイナンバー（個人番号）を取り扱うので、

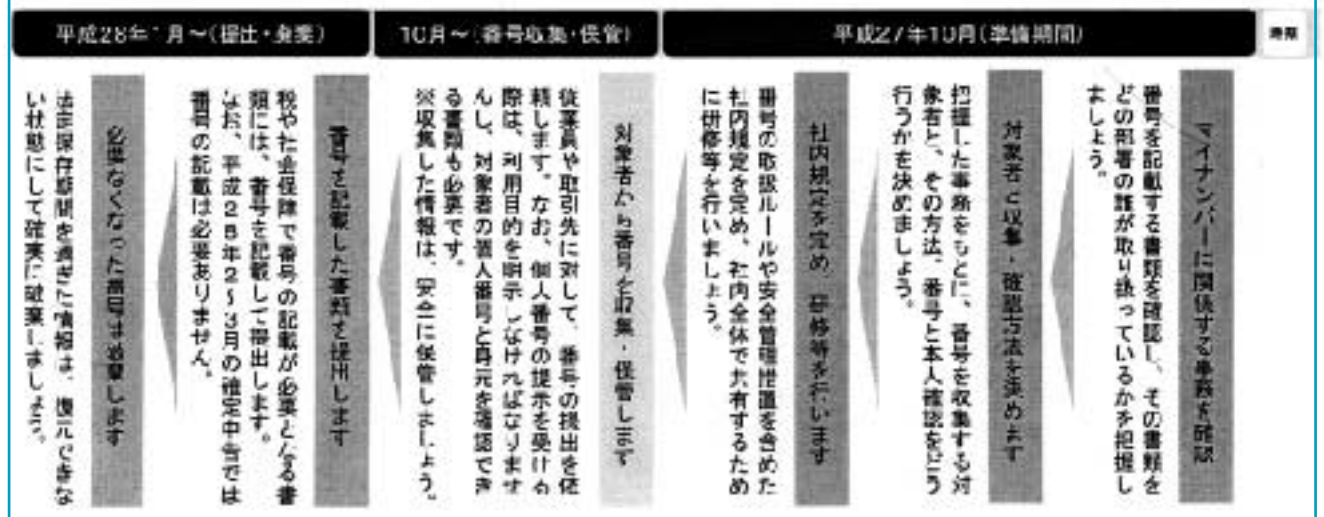
民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があるります。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、見積書の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。



小規模な事業者でもマイナンバーを取り扱い、特定個人情報の保護措置を講じなければならぬのですか？

小規模な事業者も、法で定められた社会保障や税などの手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱うことになり、特定個人情報（マイナンバー）をさんだ個人情報（マイナンバー）の保護措置を講じる必要があります。※番号法の義務は事業の規模に関わらず全ての事業者に適用されます。

マイナンバー制度導入の流れ



マイナンバーの問い合わせは

コールセンター マイナンバー
0570・20・0178

政府公報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

[全国共通ナビダイヤル]9時30分～17時30分(土日祝・年末年始を除く)

政府公報

検索